「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

<table>
<tr><td>許認可等の名称</td><td colspan="2">堺市霊園の使用許可（合葬式墓地）</td></tr>
<tr><td>根拠条例等・条項</td><td colspan="2">堺市霊園条例（以下「条例」）第6条</td></tr>
<tr><td>所　　管　　課</td><td colspan="2">建設局　公園緑地部　泉ヶ丘公園事務所（霊園・霊堂）</td></tr>
<tr><td>審　査　基　準</td><td colspan="2">１．使用者の資格があるか（条例第5条）
堺市内に住所（住民登録）があること。
２．市外居住者の場合は、次のいずれかに該当すること。
・生前において市内に住所を有していた者の焼骨を合葬式墓地に埋蔵しようとするとき。
・条例第14条第1項の規定により墓地を返還した場合であって、当該墓地に埋蔵されていた焼骨を合葬式墓地に改葬しようとするとき。
・堺市立霊堂条例第16条の規定により納骨壇の使用を廃止した場合であって、当該納骨壇に収蔵されていた焼骨を合葬式墓地に改葬しようとするとき。
（条例第5条但書、同条例施行規則第2条第3号から第5号）
３．埋蔵しようとする焼骨を現に所持しているか。
（同条例施行規則第3条第4項）
４．当該使用許可者が、条例第8条の規定により公募に申込み、条例第9条の規定より使用が決定しているか。
５．その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益にならず、又はなるおそれがないと認められるか。
（条例第6条第2項）
６．以上の条件を満たし、堺市霊園使用許可申請書（合葬式墓地用）に住民票の写し（マイナンバーの記載のないもの）を添えて申請しているか。
（同条例施行規則第3条第1項）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">標準処理期間</td><td>標準処理期間</td><td>2～4ヶ月</td></tr>
<tr><td>標準処理期間を設定できない理由</td><td></td></tr>
</table>